

令和6(2024)年度 北大阪労働基準協会支部事業計画(案)

I 基本方針

令和6(2024)年度の我が国・近畿の経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復しつつあるとされています。雇用情勢は、緩やかに持ち直しており続けることが期待されています。

大阪府内の労働環境では、雇用情勢は、緩やかに持ち直しの動きとなっています。その中で、違法な時間外労働等による労働関係法令違反や、長時間労働・過重労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しています。

このような環境の下、令和元年4月から働き方改革関連法等が段階的に施行され、令和6年4月から最終施行(時間外労働の上限規制について、適用が猶予されていた建設事業・自動車運転業務・医師)が実施されています。

大阪労働局、北大阪労働基準監督署や公益社団法人大阪労働基準連合会(以下「本部」という。)と連携を図りながら、健康が確保され安全で安心な職場の実現に向け、労働基準法・労働安全衛生法等に基づく各種講習会等を積極的に開催することとします。

当支部では、引き続き経営環境を改善するための努力を行い、事業収入の確保及び経費の節減に努めて健全な経営を維持することにより、当支部の目的の実現に向けて事業を推進することとします。

II 事業内容

第1 労働者の安全と健康を確保するための事業

第14次労働災害防止計画(2023年度から5年間)、大阪労働局第14次労働災害防止推進計画、大阪発・新4S運動[Safety 安全・Satisfy 満足・Shine 輝く・Smile 笑顔]((1)安全見える化運動(2)安全Study活動(3)リスク評価推進運動(4)命綱GO活動)等を、参考に

- 1 労働安全衛生法(以下、「安衛法」という。)第61条第1項による就業制限業務に係る技能講習の登録教習機関として、法定資格の付与のための技能講習の実施
ガス溶接技能講習を的確に実施する。

フォークリフト運転、玉掛け技能講習については、他機関を紹介。

- 2 安衛法第59条第3項による就業制限に準ずる一定の危険有害業務に係る特別教育の実施

動力プレス金型調整、クレーン運転、フルハーネス型墜落制止用器具を的確に実

施する。

- 3 安衛法等の法令及び通達等で定める安全衛生教育研修の実施
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習の外、安全管理者選任時研修、職長等安全衛生教育、職長・安全衛生責任者教育、新入社員安全衛生教育、熱中症予防教育等を的確に実施する。また、職長等安全衛生関係能力向上教育(建設・一般)を実施する。
- 4 化学物質管理者講習に準ずる講習(1日～製造事業場以外の事業場)2回、保護具着用管理責任者教育(1日)5回を実施する。
- 5 労働災害防止の気運の醸成を図るための安全大会、労働衛生大会開催等の広報啓発の実施
 - (1) 全国安全週間の準備期間に、北大阪安全大会(実施要綱等説明会)を開催する。
 - (2) 全国安全週間の安全大会として本部が開催する「令和6年度『大阪発・新4S運動』推進大会」への参加勸奨や広報活動に取り組む。
 - (3) 全国労働衛生週間の準備期間に、北大阪衛生大会(実施要綱等説明会)を開催する。
 - (4) 本部が開催する「令和6年度『大阪・職場の健康づくりフォーラム』全国労働衛生週間大阪大会」への参加勸奨や広報活動に取り組む。
 - (5) 第83回(令和6年度)全国産業安全衛生大会が、本年11月13日から同月15日まで、広島市で開催されることから、本部等及び中央労働災害防止協会と連携して、参加勸奨や広報活動に取り組む。
- 6 衛生管理者(第一種・第二種)受験準備対策講座の実施
3支部(大阪中央、天満、北大阪)共催で、第一種1回・第二種2回実施する。
- 7 労務管理セミナーの実施
3支部共催で年3回実施する。
～パワーハラスメント対策・アンガーマネジメントほか
- 8 新入社員等安全衛生教育の実施
新入社員安全衛生教育(雇入れ時教育)を実施する。また、年度途中入社者を対象とした安全衛生教育を、3支部共催で実施する。
- 9 金属アーク溶接等作業主任者限定講習(1日)を、本部で実施開始。

第2 労働条件の確保・改善のための事業

働き方改革実行計画、大阪働き方改革ロードマップ等を、参考に

- 1 管理監督者・労務担当者講習(管理監督者等のための労務管理セミナー)
労働関係法令ほか管理監督者・労務担当者に必要な基本・最新の情報等についての講習会を3支部共催で実施する。

2 労務管理講習(初級)の実施

新規労務・人事・総務担当者を対象に、労働関係法令の基礎と適正な労務管理に係る講習会を、本部で実施。

3 労務管理講習(中級)【労働基準法編】の実施

管理監督者を対象として、最新の労働関係法や労働問題の現状を踏まえ、適正な労務管理能力の向上を図る講習会を、本部で実施。

4 労務管理講習(中級)【労働安全衛生法編】の実施

管理監督者を対象として、労働災害防止管理能力向上を図るため、最新の労働安全衛生関係法令や労働災害の現況と死亡災害事例等を踏まえた講習会を、本部で実施。

5 労務管理講習(上級)の実施

管理監督者を対象として、労働紛争への対応について適正な労務管理能力の向上を図る講習会を、本部で実施。

6 職場のハラスメント防止セミナー

パワハラ・セクハラ等のハラスメントの具体的事例・最新情報、企業として対応すべき措置についてを、本部で実施。

7 カスハラ予防のためのマナー研修

接遇・電話対応との基本マナー、カスハラ予防テクニックについてを、本部で実施。

第3 適切な労災補償支援への事業

被災労働者について、労災保険による円滑・迅速・適正な補償が行われることが企業にとっても重要であることから、労災補償制度の理解促進のため、「労災保険実務セミナー」(全3回：初級編、中級編、上級編)を、本部で実施。

第4 周知・広報のための事業

1 広報誌「基準月刊」の制作発行

「労基ニュース(支部)」「支部だより」を随時掲載する。

2 支部機関紙(北おおさか)の製作発行～「支部だより」と連携

労働行政の方針、労働災害の動向、災害事例、法令の解釈等の情報を幅広く掲載する。

3 支部ホームページでの的確な情報の発信

4 大阪労働局が実施される「過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン」(11月)等に積極的に参加し、広報・啓発活動を積極的に展開する。

第5 その他

1 北大阪災害防止協議会活動で、危険性又は有害性等の調査及びこれに基づく措置、

安全衛生パトロール等を実施して、事業場の安全管理体制確立等の助言指導を図り、地域の安全衛生管理活動の向上を図る。

- 2 安全衛生教育等の充実、出張講習要請への積極的対応を図る。
- 3 本部と密接に連携を図り、公益法人として適正な組織運営を行う。
- 4 本部と一体的な業務運営を行うことにより、業務の集中化・効率化を図り、財政基盤の強化を図る。
- 5 各種講習会・大会等を通じて会員の拡大を図る。
- 6 北大阪地域産業保健センターとの連携
長時間労働者・高ストレス者への面接指導、メンタルヘルス対策等を地域産業保健センターと連携して推進する。